

水戸市告示第241号

水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項を次のように定める。

令和5年7月3日

水戸市長 高橋 靖

水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般家庭における脱炭素化の取組を促進するため、住宅において使用する蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、住宅用蓄電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる蓄電システム（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすもののうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて当該蓄えた電力を活用することができるものであること。
- (2) 自らが居住する市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に設置された太陽光発電システム（発電出力が10kW未満のものに限る。）と接続し、当該太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるものであること。
- (3) 当該住宅用蓄電システムにより供給される電力が、自らが居住する市内の住宅において使用されるものであること。
- (4) 市販されており、一般に購入できるものであること。
- (5) 据え付けて設置できるものとして市長が適当と認めるものであること。
- (6) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 現に自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者
 - イ 自らが居住の用に供するために購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する者
 - ウ 補助対象設備が設置された市内の住宅を、自らが居住の用に供するために購入する者
 - エ 当該者以外の者が所有する市内の住宅に居住する者で、当該住宅を所有する者の承諾を受けて、当該住宅に補助対象設備を設置するもの
- (2) 前号イ又はウに該当する者にあつては、第6条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）が属する年度内において当該住宅に居住する見込みであるこ

と。

(3) 当該者又は当該者と同一の住所に居住する者が、補助金の交付を受けていないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 当該者又は当該者と同一の住所に居住する者が、茨城県が開設する一般家庭における省エネルギーに関する取組を支援するためのウェブサイトに登録し、当該省エネルギーに関する取組を行っていること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと、及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入及び設置工事に要する費用（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあつては、当該住宅の購入に要する費用のうち補助対象設備に係る費用）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象経費に係る消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額を除く。）又は50,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事の着工前（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあつては、当該住宅への入居前）に、住宅用蓄電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、住宅用蓄電システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、申請に係る内容を変更しようとするとき、又は補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあつては、当該住宅への入居）を取りやめようとするときは、速やかに住宅用蓄電システム設置補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請を承認したときは、住宅用蓄電システム設置補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住宅

の購入の場合にあつては、当該住宅への入居)の完了後、申請日が属する年度内に、住宅用蓄電システム設置補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により、当該報告の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、住宅用蓄電システム設置補助金額確定通知書(様式第6号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅用蓄電システム設置補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請日が属する年度内に第9条の規定による実績の報告をすることができなかつたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金交付申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅用蓄電システム設置補助金の交付を受けたいので、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所	水戸市		
住宅の種類 (該当するものに○)	新 築	建 売	既 築
設置場所の住宅 への居住の状況 又は予定時期	既に居住している・今後居住する予定である (居住予定日： 年 月 日)		
補助金交付申請額	円		
設 置 期 間	着手予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	

添付書類

- (1) 設置する蓄電システムの概要及び設置費（別紙）
- (2) メーカー名，パッケージ型番，蓄電容量等が確認できるカタログ等
- (3) 設置している太陽光発電システムの写真又は太陽光発電システムを設置することが分かるもの
- (4) 蓄電システムと太陽光発電システムを連系する旨の念書
- (5) 「いばらきエコチャレンジ」登録者アカウント情報画面の写し
- (6) 住宅の位置図
- (7) 設置箇所の写真

- (8) 住民票の写し（自らが居住する住宅に蓄電システムを設置する者に限る。）
- (9) 納税証明書（完納証明用）又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書
- (10) 蓄電システム設置承諾書（申請者以外の者が所有する住宅に蓄電システムを設置する場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

別紙

設置する蓄電システムの概要及び設置費

設置する蓄電システムの概要

メーカー名	
パッケージ型番	
蓄電容量	k W h

蓄電システムの設置費

設備本体及び付属品の購入費 (蓄電池部, 電力変換装置, 蓄電システム制御装置, 計測・表示装置, キュービクル等)	円
工事費 (据付・配線工事等)	円
合 計	円

注 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）のみを記入してください。

請負事業者記入欄

<p>補助金交付申請者である 様の蓄電システム設置に係る契約（見積）内容は、上記のとおりで相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>名 称</p> <p>印</p>

様式第2号（第7条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付けで申請のあった住宅用蓄電システム設置補助金について、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の目的以外の経費に使用しないこと。
- (2) 補助金を目的以外の経費に使用したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第8条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金変更等承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた住宅用蓄電システム設置補助金について、申請の内容の変更（住宅用蓄電システムの設置の中止）をしたいので、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付けで変更（中止）の申請があった住宅用蓄電システム設置補助金について、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容

2 承認の条件

様式第 5 号（第 9 条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金実績報告書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた住宅用蓄電システム設置補助金について、補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住宅への入居）が完了したので、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 設置に係る領収書の写し
- (2) 設置の状況を示す写真
- (3) 住民票の写し（住所の異動がある場合に限る。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付けで実績報告のあった住宅用蓄電システム設置補助金について、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第10条の規定により、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金交付確定額
- 3 備考

様式第7号（第11条関係）

住宅用蓄電システム設置補助金請求書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定のあった住宅用蓄電システム設置補助金について、水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先口座

(フリガナ) 名義人名			
金融機関名	銀行、金庫 信組、協組	本店 支店	
口座番号		種 別	普通 ・ 当座

備考 口座の名義は、申請者本人のものに限ります。